

保険法における第三者の知と保険者免責に関する考察

長崎県立大学
板垣 太郎

1. はじめに

保険契約において、被保険者が保険契約に基づく保険給付を受けるためには、たとえば保険料の支払や告知義務の履行など、法律および保険契約（約款）に基づく種々の義務（責務）が履行されていることが必要である。またそれとともに、保険契約者または被保険者が、故意または重過失により保険事故を招致しないことも前提となる。これらの義務の履行、および故意または重過失により保険事故を招致しないことに関して、保険契約者と一定の関係にある第三者がそれらの義務を履行しなかった場合、あるいは故意または重過失で保険事故を招致した場合に保険者の免責が認められるか否かについて、わが国の保険法では、そのような第三者の行為による保険者の免責を一般的に規定する条文は存在しない。

こうした状況のもと、わが国では、とくに保険契約者と一定の関係にある第三者による保険事故招致の問題をめぐり、多くの裁判例が存在し、学説上も激しく議論されている。これに対し、保険事故招致以外の保険法および保険契約上の義務に関する第三者の有責行為については、たとえば告知義務違反をめぐるとの問題に関しては、いくつかの裁判例および先行研究¹が存在する。しかし、その他の通知・報告義務、たとえば、危険が増加した際の通知義務、保険事故発生後の保険事故発生の通知義務等が課されている場合などにおける第三者の行為の問題について、わが国では必ずしも十分な議論がなされているとはいえないように思われる。また、この問題の解明は、保険法における第三者の行為に関する体系的な帰責の法理を明らかにすることにもつながると思われる。

そこで、本報告では、そのような通知・報告義務における第三者に関する問題について、先行研究が多数存在するドイツの議論を参照し、その体系的な位置づけなどを明らかにしたうえで、わが国との比較も行いつつ、解明することを試みる。

2. ドイツ保険法における「Wissenszurechnung」（知の帰責）

ドイツでは、保険契約締結前の告知義務や保険事故発生時の通知義務などの通知・報告義務（Anzeige- Auskunftsobliegenheit）について、保険契約者が第三者にそれらの責務の履

¹ 裁判例としては、名古屋高判平成16年1月28日生命保険判例集16巻40頁等がある。また、山下友信『保険法（上）』（有斐閣、2018年）399頁以下も参照。

行を委託した場合に、当該第三者がそれを履行しないときは、いわゆる「知の帰責」

(Wissenszurechnung) の問題として扱われる。知の帰責は、さらに、①保険契約者に代わり一定の第三者が保険法上規定されている一定の情報を知っている場合に、その第三者の知が保険契約者の知と同一視される「了知代理」(Wissensvertretung) と、②保険契約者に代わり保険法上要求される情報の表示を一定の第三者が保険者に対して行うことを委託された場合に、その作為または不作為に基づく効果が保険契約者に帰属する「了知表示代理」(Wissenserklärungsvertretung) に分類される。

了知代理における「了知代理人」は、保険契約者により、種々の事実のうち、それを知っていることが法律上問題となる一定の事実を、保険契約者に代わって知ることを委託された者をいう。裁判実務上、どのような場合に了知代理人と認められるかについては、法的取引において、その者の責任で一定の任務を処理すること、そしてその際に生じた保険契約上問題となりうる情報を知っておくこと、さらに、必要に応じてその情報を保険契約者に伝達することが、保険契約者により委託された者とみなされている。

了知表示代理における「了知表示代理人」は、保険契約者の責めに帰すべき表示を行う者であり、保険契約者から責務の履行を委託された者、または保険契約者の代わりに表示を伝達することを委託された者とされる。なお、了知表示代理人を認定するための要件は、その者に対する一定の任務の「委託」の有無にすぎないとされる。

これらの了知代理および了知表示代理については、その法的根拠をどのように解するか、具体的にはいかなる場合にその地位が認められるのかということなどが問題となる。本報告ではこれらの問題について考察し、わが国への示唆について明らかにしたい。

3. わが国の状況

前述したように、わが国においても、第三者による告知義務違反をめぐる問題についてはすでに議論が存在する。また、告知義務のほか、とくに「知っていること」が問題となる保険法上の規定としては、遡及保険に関する5条、39条、68条、危険増加の通知義務に関する29条、56条、85条、保険事故発生時の通知義務に関する14条、50条、79条などがある。

これらの議論や規定についても、上述の検討で得られた知見から考察し、その成果を報告したい。